

議案第52号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を次のように改正する。
附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免）

14 第25条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和2年1月以前分の国民健康保険税を除く。）を減免することができる。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であつて、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

イ 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

15 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 氏名及び住所

（2） 納期限及び税額

（3） 減免を受けようとする理由

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加西市国民健康保険税条例附則第14項及び第15項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者の負担を軽減するため、国民健康保険税を減免することについて、所要の改正を行うもの。

【概要】

(減免対象者)

- ・ 生計を主として維持する者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ・ 生計を主として維持する者の事業収入等が一定額以上減少すると見込まれる世帯